

【改正】（税抜経理方式と税込経理方式の選択適用）

- 2 法人（消法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2までにおいて同じ。）が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該法人の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算するものとする。ただし、法人が売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式で経理をしている場合において、固定資産、繰延資産及び棚卸資産（以下「固定資産等」という。）の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等（以下「経費等」という。）の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式で経理をしたときは、当該取引については税込経理方式を、当該取引以外の取引にあつては税抜経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算する。
- ④ ただし書の適用に当たっては、固定資産等のうち棚卸資産の取得に係る取引について、固定資産及び繰延資産と異なる方式を適用した場合には、継続して適用した場合に限りその適用した方式によるほか、次に定めるところによる。
- (1) 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。
 - (2) 消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。

【解説】

- 1 本通達は、法人税の課税所得金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理に係る税抜経理方式及び税込経理方式の選択等について明らかにするものである。
- 2 旧消費税経理通達3《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》では、消費税等の経理処理のうち、税抜経理方式と税込経理方式のいずれの方式を適用するかは法人の任意であるが、取引ごとに異なる方式を適用することは法人の消費税等に対する認識に統一性を欠き、例えば消費税等が資産の取得価額に算入されたり、算入されなかったりして、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ったものとはいえないことから、その選択した方式は原則としてその法人の全ての取引について適用しなければならないとしていた。
例外的に、売上げ等の収益に係る消費税等につき税抜経理方式で経理をしている場合には、仕入れに係る消費税等のうち資産に係るものと経費に係るものとのいずれか一方につき税込経理方式を選択可能としていた。
また、売上げ等の収益について税抜経理方式を選択する場合には、資産を固定資産、繰延資産及び棚卸資産に分け、そのうち棚卸資産については、固定資産及び繰延資産と異なる方式を選択可能としていた。ただし、この方式を選択する場合には、税込み、税抜きにより当該事業年度の売上原価が異なることになることから、その選択した方式については継続して適用することが必要としていた。
- 3 令和3年改正通達では、インボイス制度導入に伴い、法人が行う取引に係る消費

税等の経理処理について、課税仕入れ等の税額がないのに仮払消費税等を計上する経理が行われていた場合における課税所得金額の計算を明らかにする見直しを行った。

具体的には、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該法人が行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算する等の規定振りの変更を行った。なお、旧消費税経理通達3(注)2において、法人が売上げ等の収益に係る取引について税込経理方式で経理をしている場合の固定資産等の取得等の取引に係る経理方式についての取扱いを規定していたが、この取扱いは、新消費税経理通達3本文《売上げと仕入れで経理方式が異なる場合の取扱い》において新たに規定することとした。いずれにしても、改正前後で実質的な内容の変更はない。